

県土整備部所管用地関係調査業務委託費設計積算歩掛（公表用）

1 用地測量

(1) 用地実測製図等の作成

1筆毎の用地実測製図、地形図及び土地調査書を作成

10,000 m²当たり

	編成（人）	所要日数（日）	延人数（人）	備考
測量技師	1.0	0.25	0.25	内業
測量技師補	1.0	2.50	2.50	内業

(2) 用地平面図（公開図）の作成

個人情報保護に配慮した用地平面図を作成

10,000 m²当たり

	編成（人）	所要日数（日）	延人数（人）	備考
測量技師	1.0	0.11	0.11	内業
測量技師補	1.0	0.19	0.19	内業
測量助手	1.0	0.19	0.19	内業

縮尺による変化率

1/250	1/500	1/1000
+0.2	0	-0.1

(3) 用地平面図（個別図）の作成

1筆毎の用地平面図を作成

10,000 m²当たり

	編成（人）	所要日数（日）	延人数（人）	備考
測量技師	1.0	0.15	0.15	内業
測量技師補	1.0	0.27	0.27	内業
測量助手	1.0	0.27	0.27	内業

(4) 土地境界立会謝金

岩手県県土整備部用地調査等共通仕様書 第42条の規定に基づく土地の権利者の立会いを実施の際、土地の権利者に対し支払うもの。

なお、計上された金額については、諸経費の対象としない。

算定式

土地境界立会者数 × 5,000円

2 建物調査積算における「調査」、「積算」分離発注

建物調査積算における「調査」、「積算」の分離発注に係る歩掛補正については、平成 27 年 1 月 1 日以降入札公告する設計書から適用となる下記 3 (1)「用地調査等積算基準（東北地方整備局・平成 25 年 4 月 1 日改定）」で、「第 5 建物等の調査」においてのみ補正することとしたので、今後は新たに建物の調査、積算を行う場合で分離発注するもののみ、歩掛の補正を行う。

3 用地関係調査業務費積算基準

岩手県県土整備部所管の用地関係調査業務を委託に付する場合の委託費の算定に当たっては、平成 27 年 4 月 1 日以降入札公告する業務から以下の基準を適用する。

(1) 用地調査

「用地調査費等業務費積算基準」（東北地方整備局・平成 25 年 4 月 1 日改定）

(2) 用地補償総合技術

「用地補償総合技術業務費積算基準」（東北地方整備局・平成 27 年 1 月 28 日更新）

(3) 一筆の土地に多数の権利者が存する場合の処理

「一筆の土地に多数の権利者が存する場合の処理業務費積算基準（案）」